

福祉生活病院常任委員会資料

(令和5年8月21日)

〔件 名〕

- 「(仮称)新北条砂丘風力発電事業方法書」に係る鳥取県環境影響評価審査会の開催状況について
(環境立県推進課)・・・2
- 星取県フォーラム 2023「輝けふるさと、人も、星も」の開催について
(環境立県推進課)・・・4
- 台風第7号による上下水道施設の被災及び復旧状況について
(水環境保全課)・・・6
- 令和4年度鳥取県天神川流域下水道事業の経営状況について
(水環境保全課)・・・8
- 第14回中海会議の開催結果について
(水環境保全課)・・・9
- 鳥取県犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会(第1回)の開催結果について
(くらしの安心推進課)・・・12
- 東郷湖羽合臨海公園の指定管理者募集要項(案)の概要について
(まちづくり課)・・・14

生活環境部

「(仮称)新北条砂丘風力発電事業方法書」に係る鳥取県環境影響評価審査会の開催状況について

令和5年8月21日
環境立県推進課

JR 東日本エネルギー開発株式会社が計画する風力発電事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に係る審査会意見を形成するため、鳥取県環境影響評価審査会を開催したので、その概要を報告する。

1 令和5年度第4回審査会

【審査会の概要】

開催日時: 令和5年7月24日 午前10時から正午まで

場所: 議会棟 特別会議室

議題: 「(仮称)新北条砂丘風力発電事業方法書」に係る審査会報告案について

事業者: JR 東日本エネルギー開発株式会社

内容: 第2回審査会での質疑内容、関係市町からの意見について事務局説明及び事業者補足見解が示された後、これまでの質疑及び事務局がとりまとめた委員意見をもとに審査会意見の形成について議論が行われた。

＜事務局説明の概要＞

【第2回審査会での意見に対する事業者見解(主なもの)】

- 風車騒音の評価においては、既存風車及び山陰道(北条道路)建設工事の影響を考慮して調査を行うとともに、適切な手法を用いて騒音の予測・評価を行うこと。
(事業者見解) 国交省から工事情報等も入手しながら調査を実施することを考えている。併せて、工事の現況を確認しながら予測方法を検討し、適切に予測が行えるよう努める。
- 風車設置時に保安林内作業を行う場合は、保安林機能が低下する恐れがないか十分に検討すること。
(事業者見解) 保安林内で作業を行う場合は、法令所管課と協議しながら、保安林機能の補填を考慮した計画としたい。
- 海岸部近くに風車が建設された場合、基礎等の建設により海浜に影響が生じるため、風車の設置位置は沿岸漂砂、砂浜の変形についても考慮すること。
(事業者見解) 具体的な位置は調査の結果を踏まえて決定していく。海浜部の大きな変化がないように努める。
- 一般住民から提出された事故が起きた際の復旧に要する日数に関する質問等に対して、曖昧な回答に終わっている部分がある。住民の理解を得るためにも今後の説明会等では丁寧に説明を行うこと。
(事業者見解) 準備書段階での説明会等において、求められた回答をできる限り示すよう努める。

【審査会意見の形成に関する主な委員意見】

- 準備書作成までの期間も積極的な情報提供を行うとともに、地元住民等からの相談、意見や要望に対して十分な説明と誠意ある対応を行うこと。
- 風車設置により山陰道(北条道路)の運転者・交通へ支障が生じないよう、交通の安全確保について十分検討すること。
- 周辺の地下水の利用状況を把握した上で、事業実施による地下水への影響を予測・評価する手法について検討すること。
- 事業実施想定区域に存在する飛砂防備、防風、潮害防備等の保安林について、風車設置による影響を適切に調査・予測・評価すること。
- 景観について複数の視点からのフォトモンタージュを作成するなど、住民等が景観の変化について理解しやすい説明に努めること。

＜第4回審査会での委員からの主な意見＞

- 地下水への影響に関する予測・評価への意見について、地下水の塩水化も考慮した予測・評価となるよう文言の追加を行うべき。
- 景観に係るフォトモンタージュは定点からのものだけでなく、山陰道(北条道路)で自動車を運転する人の視点から見た動画的な映像も作成するよう追記すべき。

＜審査会会長まとめ＞

今回の審査会で示された委員からの追加意見等を踏まえ、審査会意見の取りまとめ作業を進めていく。

2 当該事業の手続経過

令和4年9月22日 事業者が経産省に環境影響評価手続の実施について報告

令和5年3月30日 事業者が経産省に方法書を提出

3月31日～5月1日 方法書の縦覧、一般からの意見聴取(意見聴取は5月15日まで)

4月14日～16日 住民説明会(北栄町大栄、北栄町北条、湯梨浜町、琴浦町、倉吉市:計5回)

4月24日 第1回鳥取県環境影響評価審査会

6月19日 第2回鳥取県環境影響評価審査会

7月24日 第4回鳥取県環境影響評価審査会

(今後の予定) 審議会意見を踏まえ知事意見を作成し経済産業大臣へ提出(9月6日期限)

(参考) 環境影響評価手続きについて

状況	呼称	文書の記載内容
の調査 の検討 手法	配慮書 (1段階)	事業の位置・規模等の検討段階に、環境保全のために配慮すべき事項を検討し、その結果を記載した文書
	方法書 (2段階)	事業に伴う環境影響の調査・予測・評価の方法等を示した文書
現 地 調 査 ・ 予 測 ・ 評 価		
計画の 踏まえた 調査結果を 精査した 事業	準備書 (3段階)	方法書に基づき実施した調査・予測・評価の結果及び環境保全措置・事後調査の検討結果等を示した文書
	評価書 (4段階)	準備書に対する知事意見等を踏まえ、必要に応じて準備書にさらに検討を加え、内容を修正した文書 ※ 法対象事業の場合は知事意見を述べる手続はない。
(電気事業法等の許認可・事業着手)		

星取県フォーラム2023「輝けふるさと、人も、星も」の開催について

令和5年8月21日
環境立県推進課

本県の豊かで美しい星空を保全するための啓発活動の一環として、星取県フォーラム2023「輝けふるさと、人も、星も」を開催するので、概要を報告する。

1 星取県フォーラム2023の概要

- (1) イベントの名称
星取県フォーラム2023
「輝けふるさと、人も、星も ～ 宇宙への夢、打ち上げよう！」
- (2) 日時
令和5年8月26日（土）13時～15時
- (3) 場所
倉吉未来中心 大ホール（倉吉市駄経寺町212-5）
- (4) 内容
【第1部：講演】演題「私が宇宙を目指す理由」
「宇宙タレント」として活躍中で、自らも宇宙を目指している黒田有彩（くろだ・ありさ）氏を講師に迎え、ご講演いただく。
【第2部：トークイベント】テーマ「宇宙とあなた、どの星でつながる？」
三朝町生まれで、「科学コミュニケーター」として活動する本田隆行（ほんだ・たかゆき）氏と黒田氏のトークイベントを開催する。
- (5) その他
・当日は、会場入口前に「星取県紹介コーナー」を開設（11時～16時）、天体望遠鏡の展示や星空保全地域の紹介、光害防止啓発パネルの展示、星空舞の紹介等を行う。
《開催周知について》
報道機関への情報提供、日本海新聞(8月19日付け)で告知チラシの折込みのほか、市町村等へチラシ配架及びポスター掲示を依頼。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）による情報発信も実施中。

2 講師等の略歴

- (1) 黒田有彩（くろだ ありさ）
宇宙の魅力を発信する「宇宙タレント」として活動する。大学では物理学を専攻し、専門誌への寄稿も多数。YouTube チャンネル「ウーチュー部」で宇宙をテーマにした動画を配信中。2021年、13年ぶりに行われた JAXA 宇宙飛行士選抜試験に挑戦した。兵庫県出身。
- (2) 本田隆行（ほんだ たかゆき）
三朝町の生まれ。大学院まで地球惑星科学を専攻し、小惑星探査機「はやぶさ」ミッションに携わる。地方公務員事務職・国立科学館勤務を経て独立、難解な科学を分かりやすく伝えることを目指す「科学コミュニケーター」として活動中。「科学とあなたを繋ぐ人」として、話す・作る・書く・繋ぐと何でも依頼をこなしている。

なぜ人は宇宙に行くの？

宇宙飛行士ってだれでもなれる？

CATCH THE STAR

星取県フォーラム2023

輝けふるさと 人も、星も

講演とトーク
開催

入場
無料

事前予約不要

打ち上げよう！

宇宙への夢、

2023.8.26(土) 13:00-15:00

会場：倉吉未来中心 大ホール

(倉吉市麻養寺町212-5)

講師等プロフィール PROFILE



黒田有彩

くろだ ありさ

宇宙の魅力を発信する「宇宙タレント」として活動する。大学では物理学を専攻し、専門誌への寄稿も多数。YouTubeチャンネル「ウーチュー部」で宇宙をテーマにした動画を配信中。2021年、13年ぶりに行われたJAXA宇宙飛行士選抜試験に挑戦。



本田隆行

ほんだ たかひさ

生まれは三朝町、大学院まで地球惑星科学を専攻し、小惑星探査機「はやぶさ」ミッションに携わる。地方公務員事務職・国立科学館勤務を経て独立、プロの科学コミュニケーターとして活動中。「科学とあなたを繋ぐ人」として、話す・作る・書く業ごとなんでもこなす。

星取県紹介コーナー INTRODUCTION CORNER

- 県内の美しい星空紹介・天体望遠鏡に触れてみよう
- アニメ「宇宙なんちゃら こてつくん」パネル展示

ふるさとが誇る「星空舞」

当日、会場でSNSでシェアまたはアンケートに回答いただいた方、先着250名に星空舞の「星空おむすび」をプレゼント！

※JAXAの宇宙日本食糧定産品と同じ技術で作られたおむすび(アムファ米)です。



次第 PROGRAM

11:00

星取県紹介スペース開場(～16時)

13:00

フォーラム開会(～15時)

【第1部】講演

演題：「私が宇宙を目指す理由」

講師：黒田有彩

【第2部】トークイベント

テーマ：「宇宙とあなた、どの星でつながる？」

司会進行：本田隆行

ゲスト：黒田有彩

フォーラムの登壇者や次第は予告なく変更になる場合があります。最新の情報は右下のQRコードからご確認ください。



主催

鳥取県 環境立県推進課 ☎0857-26-7409 <https://www.pref.tottori.lg.jp/311956.htm>

台風第7号による上下水道施設の被災及び復旧状況について

令和5年8月21日
水環境保全課

1 上水道の被災状況

(1) 概要

台風第7号による豪雨により、鳥取市上水道及び八頭町簡易水道で、河川護岸の崩落や橋の一部崩落（管路の破損）を原因とする断水が発生した。

8月16日には全ての箇所では給水車派遣等による応急給水を開始するとともに、8月19日には全ての箇所では復旧が完了する見込みであり、今後は河川管理者などの関係機関と調整しながら本復旧を行う予定。

(2) 被災状況・復旧状況 (R5.8.18 13:00 時点)

市町村	地区名等	被災状況・応急対応	復旧状況
鳥取市	河原町（中井地区） ＜上水道中井配水系＞ （108戸）	8/15 断水（土砂崩れによる配水管の損傷） 8/16 給水車による給水を開始	8/18 復旧予定 （管路の再接続）
	佐治町（高山・加瀬木地区、つく谷地区） ＜上水道佐治地区＞ （167戸）	8/15 断水（橋梁崩落等による配水管の破損） 8/16 給水車による給水開始・応急給水袋配布	8/18 復旧予定 （つく谷） 8/19 復旧予定 （高山・加瀬木） （下流橋梁に迂回管路を仮設置等）
	佐治町（福園地区、余土地区、口佐治地区） ＜上水道佐治地区＞ （260戸）	8/15 断水（土砂崩れによる配水管の損傷・停電） 8/16 給水車による給水を開始	8/16-17 復旧完了済 （管路の仮接続、電力回復）
八頭町	上峰寺・下峰寺地区 ＜郡家第二簡水＞ （36戸）	8/15 断水（河川護岸崩落による配水管の損傷） 8/15 ペットボトル・ポリタンクを各戸配布	8/16 復旧完了済 （管路の仮接続）
	落岩地区 ＜落岩・麻生簡水＞ （10戸）	8/15 断水（河川護岸崩落による配水管の損傷） 8/15 給水車による給水を開始	8/16 復旧完了済 （管路の仮接続）

＜八頭町 落岩・麻生簡水の被災・復旧状況＞



＜管路損傷状況＞



＜復旧状況＞

2 下水道の被災状況

(1) 概要

台風第7号による豪雨により、鳥取市及び八頭町の農業集落排水で、河川護岸の崩落や橋の一部崩落（管路の破損）を原因とする汚水の漏出が発生した。

仮復旧には、迂回管路等を仮設する必要があるため、河川管理者などの関係機関と調整中であり、早期復旧に努める。

(2) 被災状況・復旧状況（R5.8.18 13:00 時点）

市町村	地区名等	被災状況	仮復旧状況
鳥取市	佐治町、用瀬町 ＜高山農集＞	8/15 橋の一部崩落による管路の損傷	迂回管路仮設置等の方向で検討中
八頭町	上峰寺地区 ＜私都第一農集＞	8/16 河川護岸崩落による管路の損傷	仮設護岸を設置し、汚水管仮接続をする方向で検討中
	落岩地区、福地地区 ＜私都第二農集＞	8/15 河川護岸崩落による管路の損傷	仮設護岸を設置し、汚水管仮接続をする方向で検討中

＜鳥取市 高山農集の被災状況＞



令和4年度鳥取県天神川流域下水道事業の経営状況について

令和5年8月21日
水環境保全課

1 経営状況

令和4年度天神川流域下水道事業の純損益は55百万円の黒字となり、前年度に比べ61百万円黒字幅は縮小した。

黒字幅縮小の主な要因は、汚水流入量減少に伴う管理負担金収入の減と、処理場の維持管理費用増加による委託料の増となっている。

2 今後の見通し

令和2年度に策定した経営戦略に基づく効率的な経営を推進することにより、令和5年度も黒字を維持できる見通しであるが、最近の光熱費の高止まりや物価上昇により、先行きは不透明な状況である。

引き続き指定管理者による効率的な処理場の運営やストックマネジメント計画に基づく施設改築費の平準化等を行い、安定経営の確保に努める。

○損益等の状況

(税抜、単位：千円)

区分	4年度	3年度	増減	備考
営業収益	605,241	636,890	△ 31,649	
管理事業費負担金	605,241	636,724	△ 31,483	汚水流入量の減少に伴う負担金収入の減
建設事業費負担金	0	166	△ 166	
営業費用	1,143,441	1,121,125	22,316	
管渠費	1,183	1,692	△ 509	
処理場費	443,940	416,375	27,565	主に光熱費の高騰による維持管理費用の増
総係費	17,516	17,316	200	
減価償却費	680,802	685,742	△ 4,940	
資産減耗費	0	0	0	
その他	0	0	0	
営業損益	△ 538,200	△ 484,235	△ 53,965	
営業外収益	618,977	627,505	△ 8,528	
管理事業費負担金	0	0	0	
長期前受金戻入	547,567	555,209	△ 7,642	
その他	71,410	72,296	△ 886	
営業外費用	25,683	27,446	△ 1,763	
支払利息等	18,906	20,586	△ 1,680	
雑支出	6,777	6,860	△ 83	
経常損益	55,094	115,824	△ 60,730	
特別利益	0	0	0	
特別損失	0	0	0	
当年度純利益	55,094	115,824	△ 60,730	

○資本的収入・支出の状況

(税込、単位：千円)

区分	4年度	3年度	増減	備考
資本的収入	357,659	199,875	157,784	
国庫補助金	174,074	95,365	78,709	工事量の増
建設事業費負担金	87,037	47,682	39,355	〃
企業債	82,000	43,000	39,000	〃
他会計負担金等	14,548	13,828	720	
資本的支出	587,995	432,726	155,269	
建設改良費	348,609	195,443	153,166	工事量の増
企業債償還金	95,386	93,283	2,103	
他会計借入金償還金	144,000	144,000	0	
差引	△ 230,336	△ 232,851	2,515	

○内部留保資金の状況

(単位：千円)

区分	4年度	3年度	増減	備考
内部留保資金	466,298	499,045	△ 32,747	

第14回中海会議の開催結果について

令和5年8月21日
総合統括課
水環境保全課
農地・水保全課
水産振興課
河川課

沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、中海に関する諸問題を協議検討する第14回中海会議を以下のとおり開催しました。

(参考) 中海会議とは

平成21年12月19日に締結した鳥取、島根両県知事の「協定書」を踏まえ、沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、新たに中海の水に関する諸問題を協議検討するため設置（平成22年4月22日）した会議。

※個別課題の検討・調整を行うため、次の4つの部会等を設置している。

- ①中海湖岸堤等整備に係る調整会議
- ②中海の水質及び流動会議
- ③中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ
- ④中海の利活用に関するワーキンググループ

1 日時 令和5年8月17日（木）午後2時30分から3時45分まで

2 場所 ホテル白鳥 3階鳳凰の間

3 出席者

国土交通省中国地方整備局長、農林水産省中国四国農政局長、鳥取県知事、島根県知事、米子市長、境港市長、松江市（副市長）、安来市長

<オブザーバー> 環境省中国四国地方環境事務所長、防衛省（美保基地第3輸送航空隊装備部長）

4 概要

(1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備について

○「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」から、中海湖岸堤整備の進捗状況等について報告が行われ、大橋川拡張の前段階で中海湖岸堤を先行して時系列的に整備するという手順どおり、引き続き湖岸堤整備が進められることについて確認がなされた。

○また、20年間で中海の最大水位は変化がみられないものの、近年平均水位が上昇傾向（2002～2006と2017～2021の5か年平均の対比では8cm程度）であり、治水計画の見直しの必要性について、国で継続して分析・検討予定との報告がなされた。

[主な意見]

- ・洪水防止のために、できるだけ下流側の堤防整備を急いでいただきたい。灘町が令和5年度に完成ということで、その他にもまだ整備箇所があるので、そちらの方をぜひ進めていただきたい。（平井知事）
- ・風向きや気圧など気象条件の変化について安全側に考えていただき、地元の意向を尊重して計画策定や事業実施をお願いする。（平井知事）

(2) 中海の水質及び流動について

○「中海の水質及び流動会議」から、令和4年度の水質状況、米子湾の汚濁負荷の原因解明に向けた研究結果の報告が行われた。

○中海に流入する汚濁負荷量は、下水道整備などにより大幅に削減されたが、未だ環境基準の達成には至っていないため、第8期の湖沼水質保全計画の策定に向けて、引き続き水質モニタリングの実施、結果の分析や底質及び窪地での現地調査・研究を実施することが確認された。

[主な意見]

- ・米子湾における流入負荷対策は進んできているが、窪地や米子湾の閉塞性という地形的に汚濁した水が溜まりやすい状況などの原因が考えられるので、さらなる研究、検討をお願いしたい。（米子市長）
- ・覆砂による水質改善、浅場造成等による藻場の再生を進めていただきたい。（境港市長）
- ・これまで、水質改善を目的にCOD、全窒素及び全りんを指標に掲げて浅場造成、覆砂事業を進めてきたが、今後は豊かな中海を目指して自然再生事業の中でさらに推進していきたい。（国交省）

(3) 中海沿岸農地の排水不良について

○「中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ」から、中海沿岸農地の排水不良改善の取組状況として、崎津モデル地区及び彦名地区への他工事流用土受入れ状況等について報告がなされた。

(4) 中海の利活用について

○「中海の利活用に関するワーキンググループ」から、中海の利活用に係る取組状況等として、中海周辺でのイベント開催や各種環境教育活動等について報告がなされた。

1 令和4年度環境基準・水質目標値達成状況等について

○中海全体の水質は長期的に改善傾向であり、第7期湖沼水質保全計画（R1～R5）の目標値に対して、令和4年度はCOD、全窒素、全りんのうち三項目とも目標値を達成したのは、全環境基準点（12地点）のうち9地点であったが、全項目（COD、全窒素、全りん）で長期的に改善傾向。

図1-1 中海の環境基準点の位置図

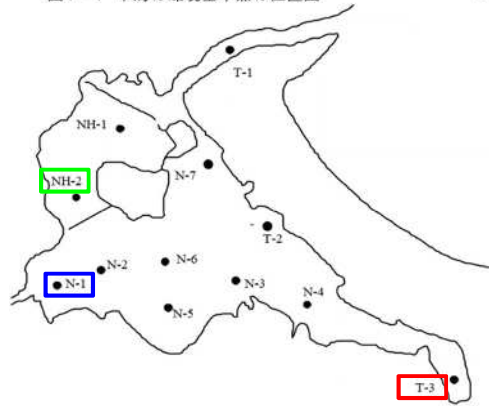
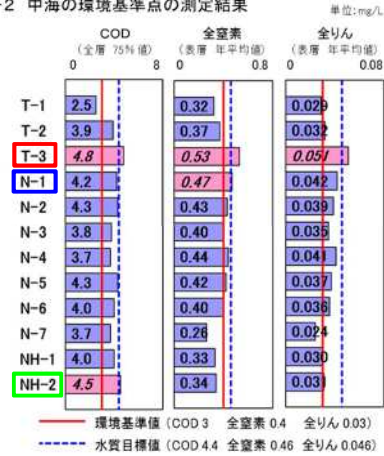
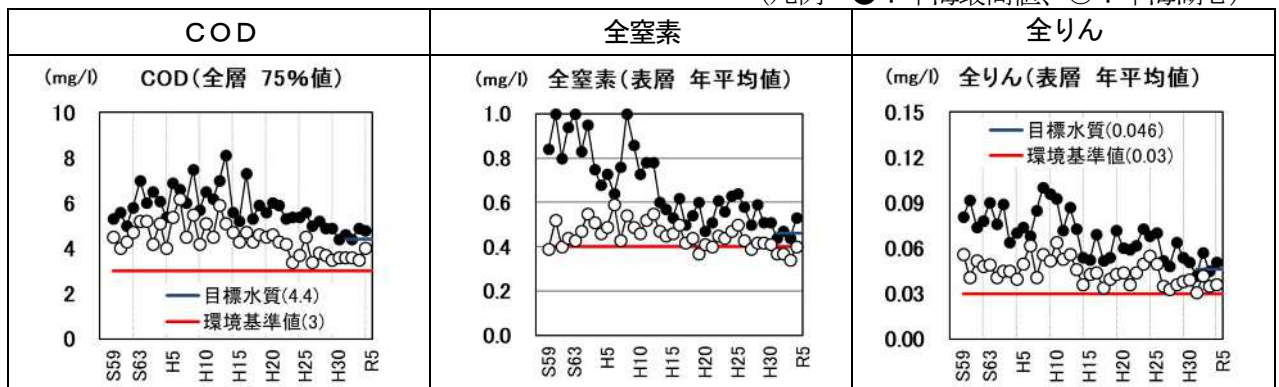


図1-2 中海の環境基準点の測定結果



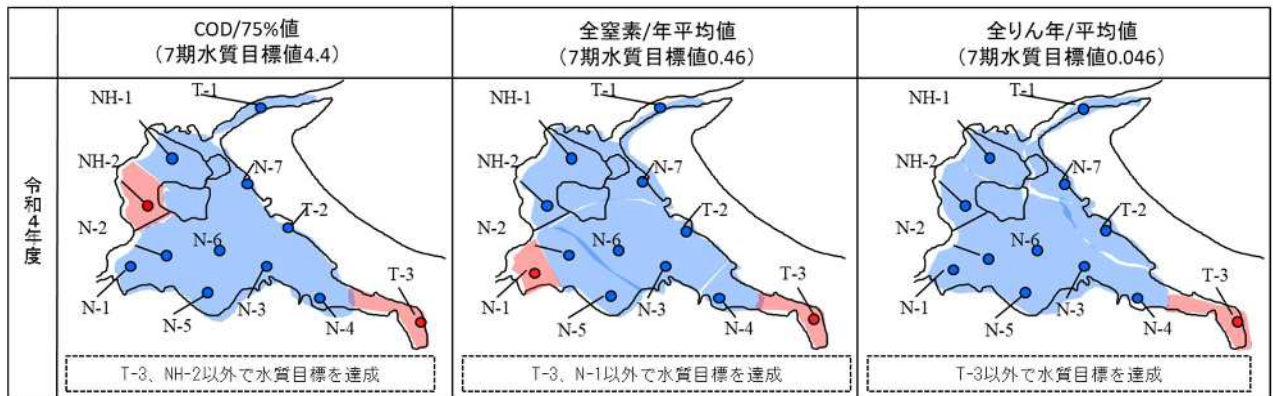
(参考1) 経年変化（中海湖心（N-6）と各年度において最も高い地点の傾向分析）

(凡例 ●：中海最高値、○：中海湖心)



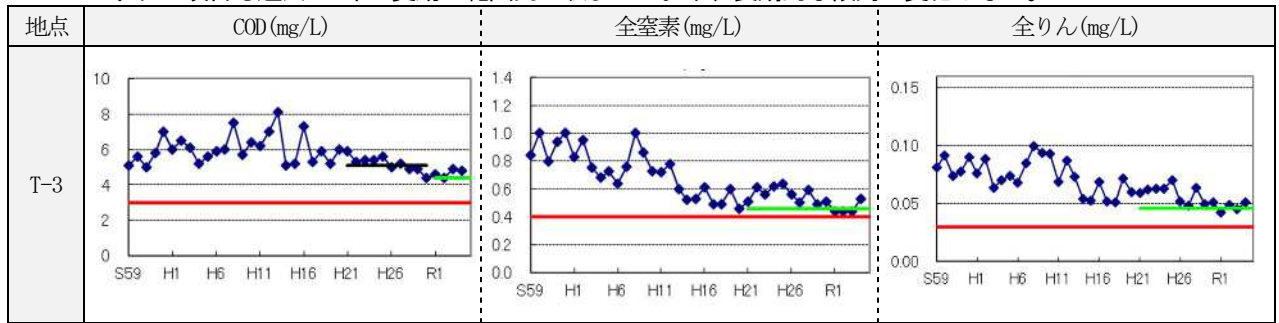
(参考2) 令和4年度結果のイメージ

●：計画目標値未達成 ●：計画目標値達成



(参考3) 水質目標未達成地点の経年変化

- ・令和4年度は、米子湾中央部 (T-3) でCOD、全窒素、全りん の三項目とも未達成であった。しかし、いずれの項目も過去10年の変動の範囲内に収まっており、長期的な傾向に変化はない。

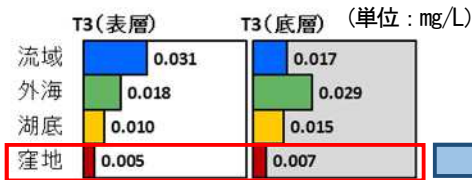


■ : 水質目標値 (COD 5.1/全窒素 0.46/全りん 0.046) (~H30)
 ■ : 水質目標値 (COD 4.4/全窒素 0.46/全りん 0.046) (~R5)
 ■ : 環境基準 (COD 3.0/全窒素 0.40/全りん 0.030)

いずれの項目も長期的に改善傾向

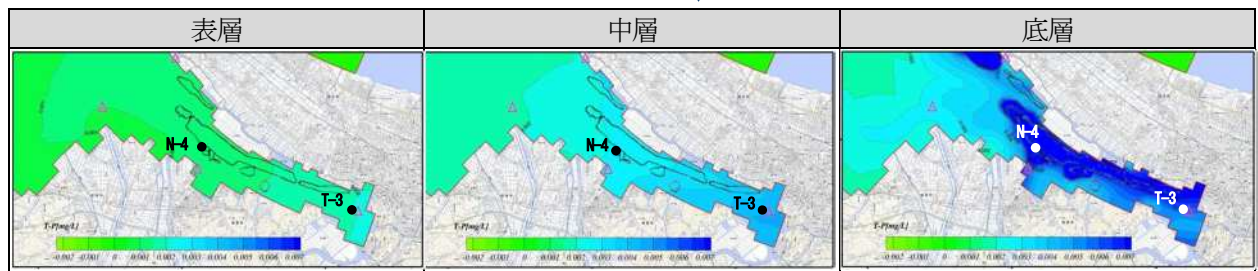
2 令和4年度水質流動会議報告事項

○米子湾の水質の汚濁機構に関する研究



【米子湾中央部における負荷源ごとの水質への影響 (全りん)】

窪地が米子湾エリアの水質に及ぼす影響を可視化した。結果は、窪地からの影響が、米子湾の底層及び中層に広がる傾向があると考えられる。



【夏季に窪地が全りん濃度に及ぼす影響度の分布図 (青色に近い部分ほど窪地の影響が大きい)】

○底質成分のモニタリング及び米子湾窪地調査

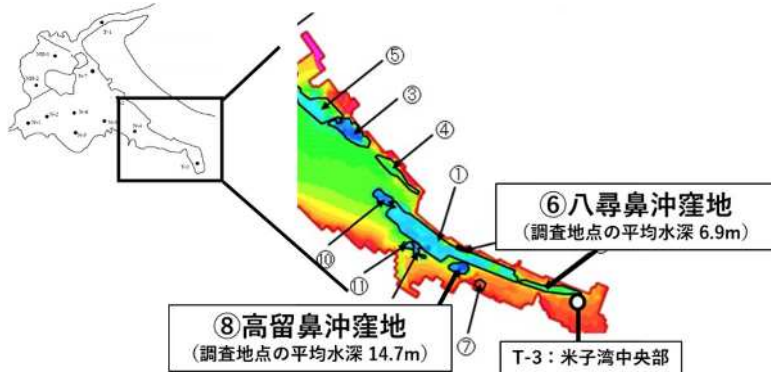


図 調査した窪地の位置

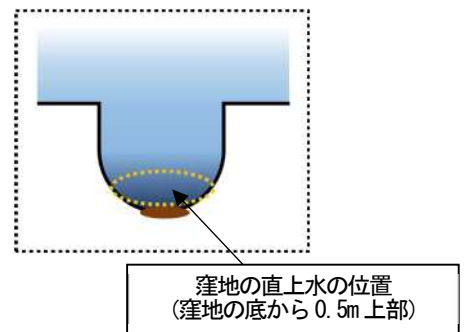


図 窪地の調査位置の模式図

表 窪地の直上水に含まれる全窒素、全りん及び硫化水素の濃度 (単位: mg/L)

	⑥八尋鼻沖窪地			⑧高留鼻沖窪地		
	2月	5月	7月	2月	5月	7月
全窒素	1.1	2.8	3.2	1.8	1.5	5.5
全りん	0.048	0.021	0.10	0.05	0.14	0.35
硫化水素	0.008	0.002	0.12	0.007	0.003	3.4

全窒素、全りん及び硫化水素の濃度は、窪地内部において、特に水深が深い高留鼻沖窪地において若干高くなる傾向がみられた。

鳥取県犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会（第1回）の開催結果について

令和5年8月21日
くらしの安心推進課

犯罪被害者に被害直後から中長期に渡って切れ目なく支援が行えるよう、犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会を設置し、第1回検討会を開催したので概要を報告する。

1 検討会の概要

(1) 目的

犯罪被害者支援に係る、支援体制の強化、支援施策の充実等について検討する。

[主な検討事項]

- ①支援体制：被害直後から中長期にわたって被害者に寄り添い、切れ目のない支援を提供・調整できる体制
- ②支援施策：被害者にとって真に必要な経済的支援の充実、経済的支援の対象範囲の拡大

(2) 委員

委員名	所属
大岡 由佳 氏（座長）	武庫川女子大学文学部 心理・社会福祉学科 准教授
北野 彬子 氏	鳥取県弁護士会 犯罪被害者支援委員会委員長
谷口 恭子 氏	鳥取市人権政策局長兼人権推進課長
田村 真一 氏	鳥取県臨床心理士会 事務局長 ※1回目は欠席。意見書を提出
徳田さよ子 氏	被害者遺族/なごみの会（犯罪被害者自助グループ）
本郷由美子 氏	被害者遺族
牧田 裕美 氏	明石市市民相談室相談担当課長

[オブザーバー] 公益社団法人とっとり犯罪被害者支援センター（鳥取県性暴力被害者支援センター）

[事務局] 生活環境部くらしの安心局長ほかくらしの安心推進課／県警察本部警務部参事官ほか広報県民課

2 第1回検討会の開催結果

(1) 日時 令和5年7月31日（月） 9:00～11:00

(2) 検討事項・主な意見

① 支援組織・体制の強化

(論点) 多岐にわたる被害者支援施策を把握し、被害者に必要な支援を調整するには、行政(県)が前面に立ってワンストップで対応する相談・支援組織を設けるべきではないか。

[主な意見]

- ・行政が前面に立って支援するという考え方は、本当にその通りだと思う。県であれば、個人情報を持っている県警と連携しやすい。
- ・全国的にも警察や支援センター等の連携も不足しているところがあり、窓口が一本化されていないことによって被害者が混乱することがある。
- ・相談の敷居が低く、関係機関と連携を密にして、他機関の支援者からも頼られる存在となることを期待する。
- ・被害者支援は誰でもできる仕事ではなく、長期的な視点で人材育成する等、人材の確保が重要である
- ・支援体制で、重要なのは支援する側が、被害者の回復のプロセスとか、多様な被害者の色々な心理状態とか、回復するまでのプロセスという困難な状態を理解することである。
- ・行政等、関係する機関全体で被害者に関わるかもしれないという意識をもって、二次被害を与えないよう、教育、啓発を支援することも必要である。

② 支援内容の充実

(論点) 犯罪被害者給付金制度による経済的支援が不十分な現状において、地方でも見舞金以外に被害者の経済損失の補填、出費の負担軽減につながる給付金等の本県で独自の経済的支援を設けるべきではないか。

[主な意見]

- ・治療費や葬儀代等、一遍に様々な請求があり、ことに治療費は、病院に行かないと対処できない問題もあり、早期の支給は必要と考える。
- ・被害者支援は、迅速に支援を行えること、必要な支援を必要な段階でなるべく多く提供することが大切。
- ・弁護士支援の回数制限は、数回で済む人も居れば、済まない人も居る。一定程度落ち着くまで法律相談やカウンセリングを受けられると良いのではと思う。
- ・明石市では見舞金制度に加え、加害者が支払うことに意味があるとの観点から、損害賠償に係る立替支援金制度(※)を設けている。迅速性で言えば見舞金の額を上げるのも一つの価値判断だと思う。

※加害者に対する損害賠償請求権を譲り受け、加害者が支払うべき賠償額を立て替えて被害者に支払い、市が加害者に賠償額を請求する制度。

③ 支援対象の拡大

(論点) 独自の経済的支援を設ける場合、対象とする犯罪被害の範囲をどこまで拡大すべきか。

(現在、国の給付金等の対象とならない財産犯(特殊詐欺等)、性犯罪(被害未届等) 等)

[主な意見]

- ・どの犯罪種別のどういった方を対象に、どこまで支援するか等の検討には時間を要すると考えられるため、限定的に取組みを始め、体制が整った後、段階的に支援対象を広げる方法もあるのではないかと思う。
- ・間接的な被害も含め、どのような被害があるかを把握し、検討して欲しい。

3 今後のスケジュール

第2回検討会 8月29日(火)

支援組織体制のあり方や支援施策で対象とする犯罪種別等を検討する予定。

東郷湖羽合臨海公園の指定管理者募集要項（案）の概要について

令和5年8月21日
まちづくり課

令和6年度から東郷湖羽合臨海公園の管理運営を行う指定管理者を募集するため、その内容を報告する。なお、募集要項は、鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定した。

1 指定管理者の募集

東郷湖羽合臨海公園パークビジョンにおいて、公園を次の3エリアに区分して管理運営を行うこととしている。

- ・東郷池北エリア：藤津地区、浅津地区及び南谷地区
- ・東郷池南エリア：引地地区及び長和田地区
- ・日本海エリア：はわい長瀬地区及び宇野地区

今回は、東郷池北エリア及び東郷池南エリアについて指定管理者を募集し、日本海エリアについては、当面、県直営で維持管理を行い、パークPFI（公募設置管理制度）等の導入を検討する。

2 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用許可、行為許可、占用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ その他施設の管理運営に必要な業務
 - ・利用者の満足度を高め、公園の活性化及び利用の促進を図る。
 - ・地域住民、関係団体等多様な主体が公園管理に参画できる仕組みの構築を行う。
 - ・清掃業務について、民間の創意工夫による効率化を目的として、性能発注を行う。

エ 個別事項

東郷池北エリア	県中部に位置する広域都市公園として、スポーツ・レクリエーション教室やイベントの開催、アクティビティの充実等による魅力向上と利用促進に関する業務
東郷池南エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・中部地域の観光拠点施設の一つとして、中国庭園燕趙園を含む公園施設の特徴を活かしたイベントの開催等により効果的な施設の利用促進を図る業務 ・地元産品や周辺観光地など、地域の観光情報等の発信に関する業務 ・燕趙園の入園料無料化による入園者数の変化や園内を活用した有料イベント等による収益への影響を把握するための実証実験に関する業務

(2) 管理の基準（基本的事項）

- ア 開館時間、休館日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。なお、利用料金は現行の金額を標準とする。
- イ 施設の利用の許可・制限は、鳥取県都市公園条例に基づいて行う。

(3) その他、管理上の条件等

- ア 管理責任者として、園長相当職を1名配置すること。
- イ 受付業務として、常時職員を配置すること。

東郷池北エリア	あやめ池スポーツセンター、屋根のある多目的広場に各1名以上
東郷池南エリア	燕趙園燕趙門受付に1名以上、管理事務所に2名以上

- ウ 資格・経験者を業務内容に応じ配置すること。

3 利用料金等の取り扱い

- ・施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。
- ・物品販売等の行為の許可や仮設工作物に係る定型的な占用の権限を指定管理者に委任し、行為や占用に係る料金は、指定管理者の収入とする。

4 指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、次に掲げる額を上限として、指定管理料を支払う。

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

施設名	指定管理料総額	うち消費税及び地方消費税
東郷池北エリア	522,715,000 円	47,519,545 円
東郷池南エリア	548,255,000 円	49,841,363 円

5 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日〔5年間〕

6 応募資格

- ・本県から一般競争入札の参加資格の取り消されていないこと等、指定管理候補者として適当であると認められる者
- ・鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。（複数の法人等が共同して応募する場合、構成団体のすべてが要件を満たす法人等であること。）

7 スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 募集の開始 | 令和5年8月下旬 |
| (2) 募集の締切 | 令和5年10月上旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 令和5年10月中旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 令和5年10月下旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 令和5年12月下旬（議会の議決を経て行う。） |

8 選定方法等

- (1) 選定方法
学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。
- (2) 審査委員会委員〔各施設5名〕
学識経験者、税理士、施設に関する有識者(2名)、県職員
- (3) 選定基準

選定基準	審査項目	配点(点)
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、指定管理者となることを希望する理由、管理運営の方針等)	配点なし ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、事業の企画、利用促進策等) ○管理の基準 〔開館時間、休館日、利用料金等の設定〕 〔個人情報保護、情報の公開〕 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応	北エリア：58 南エリア：60
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容 ○県の指定管理料額（又は県への納入額）の多寡 ○燕趙園の入園料無料化の実証実験に係る実施計画の妥当性（南エリアのみ）	北エリア：17 南エリア：18
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等〕 ○当該施設の管理運営状況の実績評価	北エリア：25 南エリア：22

※指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

※サービス向上・利用促進に係る民間の創意工夫ある提案を促進するため、「施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容」を評価する項目についての配点を他の項目と比較して高く設定。

※県の重視するポイントに沿った具体的な提案を促進するため、具体の配点を示した審査表を募集開始時に公表する。